ある人や、給与を二ヵ所以上から受けている人

3、給与所得のみの人で次に該当する人

(ア)勤務先から給与支払報告書の提出がなされていない人

(イ)雑損控除・医療費控除を受けられる人

4、昭和六十一年中に退職した人

5、その他所得のある人で、所得税の確定申告をする必要のない人

6、本市に住所がなく、家屋敷・店舗・事務所・事業所等を有する人

○申告にお持ちいただくもの

1、印鑑・ハガキ（相談日を通知したハガキ）

2、昭和六十一年中（一月一日から十二月三十一日まで）の所得がわかるもの

(ア)給与所得者は給与支払報告書（すでに市へ提出している人は除く）または事業主の証明書（日数・日給・年間所得額）

(イ)営業所得者・不動産所得者等は、収支のわかる帳簿等、農業所得者の場合は実際に耕作した田・畑の作付面積、収入金課税方式で所得金額を計算する種目は養蚕・果樹・しいたけ・蓄産（乳牛・養豚・養鶏等）

(ウ)生命保険料個人年金保険料の領収書または証明書

(エ)医療費の領収書、保険などで補てんされた金額

(オ)学生は学生証か在学証明書

申　告

開	地		
旧上谷	文大附属小学校	税務課	三月一〇日(火) 田原一丁目～四丁目・上谷一丁目～三丁目
旧上谷・川棚		税務課	三月一一日(水) 上谷四丁目～六丁目・川棚・上谷
旧下谷		税務課	三月一二日(木) 中央一丁目～四丁目・つる一丁目～二丁目
		税務課	三月一三日(金) つる三丁目～五丁目・下谷一丁目～四丁目・羽根子、下谷
市内全地区		税務課	三月一四日(土) 地区の指定日に相談を受けなかった方
		税務課	三月一六日(月) 地区の指定日に相談を受けなかった方

確定申告は正しくお早めに

昭和六十一年分所得税の確定申告期間は、二月十六日から三月十六日までです。所得税は、あなた自身が正しい所得を計算し、税額を算出して申告し納付することになっています。申告期限になってあわてないように、不明な点は税務署に相談するなど準備しておきましょう。

1，所得税・事業税・住民税共同説明会

月日	時間	会場
2月10日(火)	1時～3時	市役所大会議室

2，所得税の出張申告相談

月日	時間	会場
2月23日(月)	10時～3時	市役所大会議室

3，税理士の無料相談

月日	時間	会場
2月20日(金)	10時～3時	市役所第1委員会室
2月23日(月)	〃	〃

確定申告をしなければならない人

事業所得・不動産所得のある方の場合は、昭和六十一年中の所得金額が、扶養控除・配偶者控除・基礎控除などの所得控除の合計額を超える人。

サラリーマンの確定申告

サラリーマンでも確定申告をしなければならない方は次のとおりです。

①給与の年収が、一千五百万円を超える方

②給与以外の所得が二十万円を超える方

③給与を二ヵ所以上からもらっている方

④同族会社の役員などで、その会社から給与のほかに利子、賃借料、使用料などの支払を受けている方

⑤災害を受け、昭和六十一年の給与について、災害減免法によって源泉徴収の猶予や源泉徴収税額の還付を受けた方

サラリーマンで、確定申告をすると税金が戻る場合

①災害や盗難、横領により住宅や家財に損害を受け、その損害額が、その年の所得金額の十パーセントを超えた場合

②病気やケガなどで、多額の医療費を支払い、その額が五万円、またはその年の所得の五パーセントのいずれか少ないほうの額を超えた場合

③住宅を新築したり、購入する際民間金融機関及び公的機関等などから住宅ローンの融資を受けるなど、一定の要件に当てはまるとき

④給与所得者で、年中途で退職しその後、所得のない方

⑤給与所得者で、その給与があまり多くなく、配当、利子、原稿料の収入がある方

問合先　大月税務署　☎(22)3151

贈与税の申告と納税

2月1日～3月16日

昨年中に六十万円を超える贈与を受けた方は、贈与税の申告と納税をする必要があります。財産の評価などむずかしい点もありますので、ご相談は、大月税務署　☎(22)3151

ご自分の資産を確認しましょう

固定資産課税台帳は固定資産税の課税の基礎となるものです。この台帳には土地、家屋、償却資産の昭和六十一年度の価格などが登録されています。市内に土地や建物などを所有している方は、その資産や課税価格などを確めて下さい。

(1)縦覧期間

3月1日～3月20日

時間は午前八時三十分から午後五時、土曜日は正午まで（日曜・祭日を除く）

(2)縦覧場所

市税務課